

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

10月1日発行
vol.716

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・ロボテスフェスタ2025 ----- 2
- ・小学校向けリサイクル啓発授業 -- 2
- ・中学生海外研修事業報告会 ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 9
- 双葉町 ----- 16

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- ・令和7年度第4回
入居者募集のお知らせ ----- 18

●東京電力ホールディングス

- ・個人さまに対する請求書類
「一時立入、検査受診等にとまなう
移動費用の賠償」の発送について
----- 23

いざ、国勢調査!
回答は10月8日(水)まで!



5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査 2025



9/27 土

ロボテスフェスタ2025

9月27日に、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構と市の共催で「ロボテスフェスタ2025」を開催しました。

会場では、福島ロボットテストフィールドの入居企業をはじめ、研究機関や大学などが出展し、それぞれの取り組みの紹介を行いました。また、小型ドローンの操縦やAI技術を活用した写真などの体験ブースもあり、来場者は新技術に関して理解を深めていました。



9/18 木

小学校向けリサイクル啓発授業

9月18日、サントリーホールディングス株式会社から講師を派遣いただき、大甕小学校と原町第一小学校の4年生を対象とした啓発授業を行いました。

今回の啓発授業は、市が、ペットボトルリサイクルの実施に関する協定を締結している、サントリーホールディングス株式会社の協力を得て実現したもので、授業では、ペットボトルの分別やリサイクルについて学びながら、子どもたちに南相馬市のごみ減量やリサイクル推進について考えてもらいました。



9/20 土

中学生海外研修事業報告会

9月20日、原町生涯学習センターで南相馬市中学生海外研修事業報告会を開催しました。

市では、未来を担う人材育成を目的に、中学2年生の希望者を対象とした海外研修事業を年2回実施しています。今回は、オーストラリア海外研修(7月31日～8月6日)の報告会でした。

海外研修に参加した生徒たちは、それぞれが設定した個人課題の成果や気づきなどを資料を交えて報告していました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/s60HXWTBjJU>



今週の番組

番組内容 [9/26～10/3]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組&国勢調査のお知らせ
- 01分～ 令和7年度 南相馬市小高区敬老会
- 18分～ かしまのなつまつり
- 26分～ 月刊 図書館通信10月号
- 31分～ Minamisoma Weekly 「HPVワクチン/乳がん検診/子宮頸がん検診」
- 35分～ 就職ナビ 社会福祉法人竹水会
- 40分～ 南相馬見聞録 多珂神社
- 47分～ Minamisoma Weekly 「報徳仕法ってなに？」
- 49分～ 熱中症から身を守ろう ふくしま涼み処 みなみそうまクーリングシェルター
- 55分～ ふくしまマイ避難ノート
- 59分～ なりすまし詐欺防止(福島県警) / 9月休日当番医 / YOUTUBE配信



みゆーちゃん



南相馬市からのお知らせ

後期高齢者医療保険の「窓口負担割合が2割の方への配慮措置」が 終了します

9月30日HP更新

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入している方のうち、窓口負担割合が2割の方に適用されている「1カ月あたりの外来医療の窓口負担を、1割負担の額から3千円までの増加に抑える(入院の医療費は対象外)配慮措置」が、令和7年9月30日で終了となります。

配慮措置の終了に伴い、令和7年10月1日診療分以降については、窓口負担の増加により高額療養費等の支給が少なくなる場合があります。高額療養費等の詳細については福島県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

- ▶ 福島県後期高齢者医療広域連合ホームページ
https://www.fukushima-kouiki.jp/?page_id=375#1



後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター

制度改正についての問い合わせ窓口として、下記のとおり厚生労働省がコールセンターを設置していますのでご活用ください。

【設置期間】：令和7年7月1日～令和8年3月31日(日曜日、祝日、年末年始除く)

【対応時間】：午前9時～午後6時

【電話番号】：0120-117-571

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

令和7年度南相馬市職員(大学卒程度 行政事務・福祉・土木・電気・建築)採用
候補者試験を実施します 10月1日HP更新

募集職種

●大学卒程度

募集職種	採用予定数
行政事務	5人程度
福祉	1人程度
土木	2人程度
電気	2人程度
建築	2人程度

受付期限

10月31日(金)

注意 受け付けはパブリックコネクトから電子申請によるものとします。
10月31日(金)までに申請を終えたものまでとなります。

受験案内

▶ 受験案内(大学卒程度(行政事務・福祉・土木・電気・建築)) [PDF]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/2025_annaidsotsu_tsuika.pdf



提出書類

- 顔写真データ(上半身、脱帽、正面向き、比率:縦4×横3)

※ パブリックコネクトへの会員登録時に必要となります。

次ページへ続きます 

受験資格

募集職種	受験資格
行政事務	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)
福祉	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、社会福祉主事任用資格取得者、または令和8年3月末日までに取得見込みの方
土木	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)
電気	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)
建築	平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方、または準ずると認められる方 <ul style="list-style-type: none"> • 大学で建築の専門課程を履修した方 • 令和8年3月末日までに大学で建築の専門課程を履修見込みの方 • 高等学校、高等専門学校で建築の専門課程を履修した方

試験日

11月8日(土)

試験会場

南相馬市役所(南相馬市原町区本町2-27)または市内公共施設

試験内容

●行政事務・福祉

	試験内容
第1次試験	SPI試験
第2次試験	個人面接、作文試験、身体検査
第3次試験	個人面接

●土木・電気・建築

	試験内容
第1次試験	専門試験、適性検査
第2次試験	個人面接、作文試験、身体検査
第3次試験	個人面接

次ページへ続きます 

受験申し込み

パブリックコネクトの「南相馬市役所」ページから申し込んでください。

- ▶ パブリックコネクト「南相馬市役所」ページ
<https://public-connect.jp/employer/21822>



問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222

令和7年度南相馬市職員(高校卒程度 電気)採用候補者試験を実施します

10月1日HP更新

募集職種

募集職種	採用予定数
電気(育成枠)	1人程度

受付期限

10月31日(金)

- 注意** 受け付けはパブリックコネクトから電子申請によるものとします。
10月31日(金)までに申請を終えたものまでとなります。

受験案内

- ▶ 受験案内(高校卒程度 電気) [PDF]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/2025_annaikousotsu_tsuika.pdf



提出書類

- 顔写真データ(上半身、脱帽、正面向き、比率:縦4×横3、形式:JPG,JPEG)

次ページへ続きます 

受験資格

募集職種	受験資格
電気 (育成枠)	平成16年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた方 ただし、学校教育法に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した方または令和8年3月までに卒業見込みの方は受験できません。

試験日

11月8日(土)

試験会場

南相馬市役所(南相馬市原町区本町2-27)または市内公共施設

試験内容

●電気(育成枠)

	試験内容
第1次試験	SPI試験
第2次試験	個人面接、作文試験、身体検査
第3次試験	個人面接

受験申し込み

パブリックコネクトの「南相馬市役所」ページから申し込んでください。

- ▶ パブリックコネクト「南相馬市役所」ページ
<https://public-connect.jp/employer/21822>



問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222



浪江町からのお知らせ

小児インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

9月22日HP更新

浪江町では令和7年度から、小児インフルエンザ予防接種にかかる費用の一部を助成します。季節性インフルエンザの任意接種は毎シーズンに接種できます。令和5年3月に承認された経鼻弱毒生インフルエンザワクチンも対象です。

対象者

浪江町に住民票がある生後6カ月以上中学3年生

接種対象時期

10月1日～令和8年1月31日

回数

同じワクチンを複数回接種する場合、接種間隔が決められています。小児インフルエンザワクチンは免疫効果を考慮すると4週間が望ましいとされています。別の種類のワクチンとの間に、接種間隔の制限はありません。

【年齢別接種回数】

対象年齢	回数	ワクチン
生後6カ月～12歳	2回	インフルエンザHAワクチン
中学1年生～中学3年生	1回	インフルエンザHAワクチン
2歳以上中学3年生	1回	経鼻弱毒生インフルエンザワクチン

※ 1回目の接種時に12歳で、2回目の接種時に13歳になっていた場合は、12歳と考えて2回目の接種を行って差し支えない。

助成額

1回につき 2,000円

手続き方法

1. 医療機関で接種費用を全額支払い



次ページへ続きます

2. 助成申請書に必要書類を添えて申請

● 手続きに必要なもの

(1) 助成申請書:助成申請書 [Word]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23495.doc>

(2) 領収書原本

(3) 口座の名義と口座番号がわかるものの写し

(4) 母子健康手帳の予防接種のページの写し

※ 接種後、できるだけ速やかに手続きを済ませてください。2回接種の場合は、まとめて申請ができます。

その他

▶ インフルエンザQ&A (令和6年度版:厚労省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/QA2024.html

▶ 予防接種健康被害救済制度について (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249

町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

10月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談に応じます。
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

月	福島出張所	いわき出張所	二本松出張所
10月	8日(水)	14日(火) 28日(火)	21日(火)
11月	5日(水)	11日(火) 25日(火)	18日(火)

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介することとなります。

各出張所の住所および電話番号

	住所	電話番号
福島出張所	〒960-8141 福島市渡利字舟場2-1	024-529-7451
いわき出張所	〒970-8025 いわき市平南白土一丁目5-12	0246-24-0020
二本松出張所	〒964-0875 二本松市槻木253-8	0243-62-0123

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

令和7年度第4回浪江町営住宅入居者募集

10月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 10月募集のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/23611.pdf>

募集期間

10月14日(火)～10月24日(金) ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	2
	請戸住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
福島再生賃貸住宅	幾世橋集合住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	-
			1LDK	優先住宅 注意	1
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	-

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます

申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- 市町村の税の滞納がないこと
- 過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- 世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22941.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22942.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22943.pdf>



▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22944.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22945.pdf>



● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

● すべての方

▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22940.pdf>



● マイナンバー制度を利用する方 ※提出前に住宅係へ利用する旨をご連絡ください。

▶ 個人番号利用目的同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22457.pdf>



● 解体状況がわからない方

▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



● 前年1月以降に就職・転職した方

▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 給与支払証明書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22455.xlsx>

● 前年1月以降に退職し、現在も無職の方

▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>

▶ 退職証明書 [Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22456.xlsx>

● 諸事情により申し込み後に辞退される方

▶ 町営住宅入居辞退届 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>

申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課 住宅係 ※期間内必着

〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所 (福島・二本松・いわき)

令和7年度募集スケジュール

※ 空きがない場合は募集を行いません。

募集回	募集時期	入居予定時期
第1回	4月 7日(月)～ 4月18日(金)	令和7年 6月
第2回	6月 9日(月)～ 6月20日(金)	令和7年 8月
第3回	8月12日(火)～ 8月22日(金)	令和7年10月
第4回	10月14日(火)～10月24日(金)	令和7年12月
第5回	12月 4日(木)～12月18日(木)	令和8年 2月
第6回	令和8年2月9日(月)～2月20日(金)	令和8年 4月

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232



双葉町からのお知らせ

令和7年度町政懇談会開催のお知らせ

10月1日HP更新

町政全般について、町民の皆さまの率直なご意見やご要望等をお伺いし、今後のまちづくりに反映いたしたく、下記のとおり「町政懇談会」の開催を予定しております。お近くの会場にご出席ください。

また、東京・新潟県柏崎市・宮城県仙台市の3会場については、これまで町民の皆さまからお寄せいただいている意見を踏まえ、形態を変え、座談会方式で開催いたします。

町政懇談会日程

月日	時間	会場	
10月 3日(金)	9:30～11:30	双葉町	双葉町役場 2階(大会議室2(議場)) 双葉町大字長塚字町西73番地4 TEL:0240-33-2111(代表)
10月 7日(火)	13:30～15:30	つくば市	つくば国際会議場 小会議室405 茨城県つくば市竹園2丁目20-3 TEL:029-861-0001
10月 8日(水)	9:30～11:30	加須市	キャッスルきさい 1階(多目的室) 埼玉県加須市根古屋633番地10 TEL:0480-73-3101
10月14日(火)	10:00～12:00	福島市	サンライフ福島 2階(大研修室) 福島市北矢野目字檀ノ腰6番地の16 TEL:024-553-5529
	14:00～16:00	郡山市	郡山市労働福祉会館(中ホール) 郡山市虎丸町7-7 TEL:024-932-5279
10月22日(水)	10:00～12:00	いわき市	いわき市労働福祉会館 3階(大会議室1) いわき市平字堂ノ前22 TEL:0246-24-2510 ※専用駐車場(16台)のほか、童子町駐車場(82台)もご利用いただけます。
	14:00～16:00	いわき市	復興公営住宅勿来酒井団地(集会所) いわき市勿来町酒井青柳8-2 TEL:0240-33-0125(秘書広報課)
10月29日(水)	10:00～12:00	白河市	白河市立図書館 地域交流会議室(中会議室3) 白河市道場小路96-5 TEL:0248-23-3250

次ページへ続きます

町民の皆さまと町職員の座談会

月日	時間	会場	
11月 7日(金)	9:30～11:30	柏崎市	柏崎市産業文化会館 第5会議室 新潟県柏崎市駅前2丁目2番45号 TEL:0257-24-7633
11月14日(金)	14:00～16:00	東京都	東京交通会館 第2会議室A 東京都千代田区有楽町2丁目10-1 TEL:03-3212-2931
11月28日(金)	13:30～15:30	仙台市	ダイヤパレス仙台中央910(双葉会事務所) 宮城県仙台市青葉区五橋1丁目1-58 TEL:022-227-8268

問い合わせ

秘書広報課

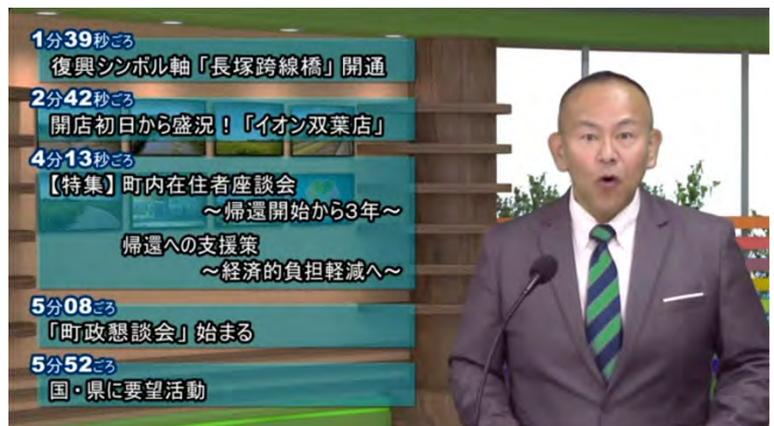
TEL 0240-33-0125

双葉町公式YouTubeチャンネルから 

広報ふたばダイジェスト 2025年9月号

9月25日公開

- 01:39 復興シンボル軸「長塚跨線橋」開通
- 02:42 開店初日から盛況！「イオン双葉店」
- 04:13 【特集】町内在住者座談会・帰還への支援策
- 05:08 「町政懇談会」始まる
- 05:52 国・県に要望活動
- 07:15 情報ピックアップ
- 09:31 町民皆さんの情報・活動
- 11:09 双葉の風だより

▶ <https://youtu.be/gieJznZuGdw>



令和7年度第4回 入居者募集のお知らせ (令和7年12月以降入居予定)

■ 申込期間

10月1日(水)～9日(木)※必着

■ 対象者

Aグループ

平成23年3月11日において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に住んでいた方で、次に該当する方

- ① 避難指示が継続している区域に住んでいた方(居住制限者)
- ② 避難指示が解除された区域に住んでいた方で、現在、民間賃貸住宅等に住んでいる方
(旧居住制限者)

Bグループ

- ③ 地震・津波被災者で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方
- ④ 子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」(平成23年3月11日時点で中通り、浜通りに住んでいた方(上記Aグループに該当する方を除く))で、比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方

Cグループ

- ⑤ 比較的収入が低く、民間賃貸住宅等に住んでいる方(県営住宅入居資格者)

■ 対象住宅

Aグループの方は募集团地一覧表の対象者欄にAと記載された団地(一覧表のすべての団地)、**Bグループ**、**Cグループ**の方は、それぞれB、Cと記載された団地に申し込むことができます。

■ 注意事項

- ・ 申し込みは第2希望まで可能です。
- ・ 優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・ 応募者多数の場合、抽選(当選)の優先順位は次のとおりとします。
 - 第1順位・・・Aグループの①(居住制限者)
 - 第2順位・・・Aグループの②(旧居住制限者)
 - 第3順位・・・Bグループの③(地震・津波被災者)および④(子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」)
 - 第4順位・・・Cグループの⑤(県営住宅入居資格者)

次ページへ続きます 

- ・ 入居後の**復興公営住宅間の住み替え**は、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・ 補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。
- ・ ペット可の住戸において室内飼育をした場合、ペットによる室内の汚損や破損の程度により、退去時の修繕費用が高額となる場合がありますのでご注意ください。

■ 募集团地

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	
福島市	北信	A	H26	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	1	
	飯坂	A B	H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	2	
							3LDK	2	
	北中央	A B	H28	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
							3LDK	1	
							一般住宅	2LDK	2
	北沢又(ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(2階建て) 戸建て(2階建て)	一般住宅	2LDK	4	
							3LDK	1	
	北沢又	A B	H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	5	
							3LDK	4	
一般住宅							2LDK	1	
						3LDK	11		
二本松市	根柄山(ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(平屋) 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	2	
							3LDK	3	
	石倉	A B C	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							3LDK	9	
							一般住宅	2LDK	5
							3LDK	38	
	若宮	A	H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							一般住宅	3LDK	2
表(ペット可)	A B C	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
						3LDK	1		
						優先住宅(車いす)	3LDK	1	
						一般住宅	2LDK	3	
川俣町	壁沢(ペット可)	A B C	H28	-	2戸1棟(平屋) 2戸1棟(2階建て)	優先住宅	2LDK	1	
							一般住宅	2LDK	11
								3LDK	12
郡山市	柴宮	A	H26	内水	集合住宅 57号棟	優先住宅	2LDK	1	
					集合住宅 58・59号棟	優先住宅	3LDK	2	
	日和田	A	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数	
郡山市	富田	A	H26～H27	-	集合住宅 1～3号棟	優先住宅	2LDK	4	
						一般住宅	3LDK	10	
					集合住宅 4号棟	優先住宅	3LDK	1	
	八山田	A	H26～H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
						一般住宅	3LDK	4	
	東原	A	H26～H27	-	集合住宅 3号棟	優先住宅	3LDK	1	
	安積	A B	H27	内水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
						一般住宅	2LDK	3	
	鶴見坦	A	H27	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	2	
	守山駅西 (ペット可)	A	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
2戸1棟(2階建て)						一般住宅	3LDK	6	
三春町	平沢 (ペット可)	A B	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	3	
					戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	9	
田村市	石崎北 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
	石崎南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1	
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2	
会津若松市	古川町	A B C	H26	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
						一般住宅	3LDK	2	
	年貢町	A B C	H27	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
						一般住宅	3LDK	20	
	白虎 (ペット可)	A	H27～H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2	
						戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1
	城北 (ペット可)	A B C	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	2	
						戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1
						2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	3
	南相馬市	北原	A B C	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
3LDK							10		
優先住宅(車いす)							3LDK	5	
一般住宅							2LDK	14	
上町		A B	H28	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	22	
						優先住宅	2LDK	2	
						3LDK	4		
						優先住宅(車いす)	3LDK	1	
一般住宅	2LDK	10							
3LDK	18								

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数	
南相馬市	南町	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
							3LDK	4	
						一般住宅	2LDK	6	
	牛越	A B C	H28~H29	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	33	
						優先住宅	3LDK	12	
						一般住宅	2LDK	3	
西町 (ペット可)	A		H28	洪水	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	47	
							2LDK	1	
広野町	下北迫 (ペット可)	A B	H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
					2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	8	
いわき市	下神白	A B	H26	津波	集合住宅	一般住宅	2LDK	9	
							3LDK	11	
	八幡小路	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	家ノ前 (ペット可)	A		H27~H28	洪水	戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	1
	宮沢	A B	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	3	
						一般住宅	2LDK	3	
							3LDK	2	
	関船	A		H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
							3LDK	1	
	高萩 (ペット可)	A B	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
					戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	9	
	四ツ倉	A		H29	洪水	集合住宅	一般住宅	3LDK	10
	下矢田	A B	H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	
						一般住宅	2LDK	2	
	中原 (ペット可)	A		H28	洪水 津波	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	3LDK	2
	中原	A	H28~H29	洪水 津波	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	3LDK	3	
一般住宅						2LDK	1		
						3LDK	1		
勿来酒井 (ペット可)	A		H29	-	戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	2	
勿来酒井	A	H29	-	集合住宅 2~4号棟	優先住宅	2LDK	1		
					一般住宅	2LDK	1		
						3LDK	2		
					優先住宅	2LDK	1		
北好間 (ペット可)	A		H29	洪水	集合住宅 1~3・5・6号棟	優先住宅	3LDK	1	
北好間	A		H29	洪水	集合住宅 4・7~16号棟	一般住宅	3LDK	5	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
いわき市	泉本谷	A	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
							3LDK	2
						一般住宅	2LDK	1
							3LDK	2
	磐崎	A	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						優先住宅(車いす)	3LDK	1
	平赤井	A	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	4
						一般住宅	2LDK	1
								計

■申し込み方法

入居申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して当センターへお送りください。
必要書類は、募集対象者別にそれぞれの入居申込書に記載しています。

■入居申込書

入居申込書は、福島県復興公営住宅入居支援センターへ請求するか、ダウンロードしてください。

- ▶ 居住制限者用 (現在も避難指示が継続している区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28118%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用 (避難指示が解除された区域に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28101%29.pdf>



- ▶ 地震・津波被災者用 (地震・津波により住宅を失った方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28102%29.pdf>



- ▶ 支援対象避難者用 (平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28103%29.pdf>



- ▶ 県営住宅入居資格者用 (比較的収入が低く、住宅に困窮している方) [PDF]

<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%28107%29.pdf>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

2025年9月24日

東京電力ホールディングス株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間：2025年7月1日から2025年9月30日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始：2025年10月1日

なお、2025年10月1日以降の一時立入にもなう移動費用の賠償のご請求にあたりましては、ご負担された交通費や宿泊費等が確認できる証明書類とともに、ご請求者さまのご負担軽減と手続きの円滑化のため、一時立入の事実が確認できる証明書類のご提出が必要となります。

つきましては、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間(ご請求受付開始：2026年1月1日以降)、大切に保管いただきますようお願いいたします。

●証明書類(移動日ごと)

- ①立入証明書類(以下のいずれかひとつ)
 - ・立入日が記載された一時立入車両通行証
 - ・スクリーニング済書の写し
- ②自治体が発行した期間が2日間以上の一時立入許可証の場合
 - ・一時立入許可証(写し)と日付入りの被災地のご自宅の写真
- ③立入規制が緩和された行政区に一時立入を行った場合
 - ・日付入りの被災地のご自宅の写真
- ④負担された実費が分かる交通費等の領収書
 - ・上記①から③に加えて、高速道路代、新幹線などの特急料金、宿泊費など

次ページへ続きます 

⑤住居解体後の一時立入を行った場合

- ①から④に加えて立入目的がわかる作業前後の日付入写真
なお、⑤の写真を提出する場合は②または③の写真は不要

上記以外にも、やむを得ない理由により損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

問い合わせ

＜原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先＞
福島原子力補償相談室(コールセンター)

☎ 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

締切間近!
ご回答をお願いします!

国勢調査 2025

回答は10月8日まで! 詳しくは▶



避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している
世帯数と人数(2025.10.1現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511